

協議第23号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについては、富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度とし、その後、熊本市の例により統合する。

平成19年 7月30日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（行政連絡機構）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
23		行政連絡機構の取扱い				
	1	行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	市民生活部会	第5回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：市民生活部会

協議項目	2 3 行政連絡機構の取扱い	小項目名	1 行政区・区長組織等（行政連絡員制度）
調整方針	富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後、熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>行政事務の一部を取り扱う嘱託員は設置していないが、町内自治会等として届出により市長が認めた団体として、行政事務への協力をお願いしている。</p> <p>名称 町内自治会（727人） 根拠 町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制 区域 小学校区の一部 （80校区・727町内自治会） 任期 各自治会の規約による 職務内容 自治会による地域づくり活動の推進 報酬等 無（別途支援制度有） 行政文書の配布については別途委託契約締結</p> <p>依頼している事務 ・行政文書等（広報紙含む）の配布 ほか</p> <p>詳細については、別紙比較表参照</p>	<p>行政事務の一部（行政文書の配布、掲示、及び各種周知事項等の周知伝達など）を委嘱している。</p> <p>名称 嘱託員（22人） 根拠 富合町嘱託員設置規則 区域 行政区単位（22地区）</p> <p>任期 自治組織代表者の期間区長が嘱託員を兼務 職務内容 行政事務の一部を取り扱う 報酬等 均等割：315,900円（年額） 世帯割：2,200円×世帯数 （算定基準日4月1日）</p> <p style="text-align: center;">平成16年度決算 13,259千円 平成17年度決算 12,295千円 平成18年度予算 11,988千円</p> <p>依頼している事務 ・行政文書等（広報紙含む）の配布、掲示及び各種通達事項の周知伝達 ほか</p> <p>詳細については、別紙比較表参照</p>	<p>富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行制度を維持しながら、その後、熊本市の例により統合する。</p> <p>※広報紙の配布方法についても、同上の取り扱いとする。</p>

行政区・区長組織等の比較

	熊 本 市	富 合 町
名 称	町内自治会 (町内自治会長)	嘱託員 (区長が嘱託員を兼ねる)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等) ・社会福祉に関する活動 (独居老人訪問、給食サービス) ・生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、害虫駆除、廃品回収等) ・親睦活動 (スポーツ大会、あいさつ運動、夏祭り等) ・文化活動 (文化祭、バザー、広報誌作成) ・各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、 交通安全協会等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等) ・生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、廃品回収等) ・親睦活動 (スポーツ大会、夏祭り等) ・各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、 交通安全協会等)
組織の長又は 嘱託員に依頼 する事務	<p>1. 契約により委託している業務</p> <p>①行政文書等(広報紙含む)の配布 (町内自治会長と委託契約を締結)</p> <p>2. 協力を依頼している業務 (手当等なし)</p> <p>①市の各種行事、事業への参加</p> <p>②各種委員推薦 (民生委員、国勢調査委員等)</p> <p>③公共行事への協力(境界立会い等)</p> <p>④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進</p> <p>⑤交通安全運動、防犯運動協力等</p>	<p>1. 嘱託員に依頼している業務</p> <p>①行政文書等(広報紙含む)の配布、 掲示及び各種通知事項の周知伝達</p> <p>②行政区域内の情報の把握</p> <p>③災害情報の収集、報告及び資料提供</p> <p>2. 区長に協力を依頼している業務</p> <p>①町の各種行事、事業への参加</p> <p>②各種委員推薦(民生委員等)</p> <p>③公共行事への協力 (境界立会い、転作確認等)</p> <p>④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推 進</p> <p>⑤交通安全運動、防犯運動協力等</p> <p>⑥里道、水路の管理</p>

	熊 本 市	富 合 町
根 拠	町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制	富合町嘱託員設置規則
区 域	7 2 7 町内自治会	2 2 行政区
報 酬	無 (各世帯からの町費の中から会長手当を支給している町内自治会が大部分)	(年額) 均等割 315,900 円 世帯割 2,200 円×世帯数
財政的支援等	<p>自治振興補助金 (自治会運営費の一部として助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 200 世帯以下 年額 60,000 円 ・ 201～400 世帯 年額 65,000 円 ・ 401～800 世帯 年額 70,000 円 ・ 801 世帯以上 年額 75,000 円 <p>文書配布事務委託料 (町内自治会等と委託契約を締結) 1 世帯 月額 60 円</p> <p>熊本市防犯灯補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4/1 までに設置 2,000 円/1 灯 ・ 4/2～6/30 までに設置 1,500 円 ・ 7/1～9/30 までに設置 1,000 円 ・ 10/1～12/31 までに設置 500 円 	<p>行政区補助金 無</p> <p>文書配布事務委託料 無 (報酬に含む)</p> <p>防犯灯補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電球の交換 10 割補助 ・ 新設及び修繕 4 割補助 ・ 電気代 4 割補助 <p>(実施主体：富合町防犯協会)</p>